

岩倉市道路占用料条例 別表

占用物件の種類	区 分	単 位	占用料 (単位：円)	
			改正後	現行
道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	950 (▲150)	1,100
	第2種電柱	1本1年につき	1,500 (▲100)	1,600
	第3種電柱	1本1年につき	2,000 (▲200)	2,200
	第1種電話柱	1本1年につき	850 (▲90)	940
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400 (▲100)	1,500
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900 (▲200)	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	85 (▲9)	94
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5 (▲1)	6
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830 (▲90)	920
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	510 (▲60)	570
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700 (▲200)	1,900
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720 (▲70)	790
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400 (100)	2,300
その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700 (▲200)	1,900	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36 (▲4)	40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51 (▲6)	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77 (▲8)	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100 (▲10)	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150 (▲20)	170
	外径が0.3メートル以上	長さ1メートル1	200	230

	0. 4メートル未満のもの		年につき	(▲30)		
	外径が0. 4メートル以上		長さ1メートル1	360	400	
	0. 7メートル未満のもの		年につき	(▲40)		
	外径が0. 7メートル以上		長さ1メートル1	510	570	
	1メートル未満のもの		年につき	(▲60)		
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1	1,000	1,100	
			年につき	(▲100)		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5	-
			その他のもの	長さ1メートル1年につき	17	-
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400	-
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850	-
			地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	510	-
		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
				(▲200)		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900	
				(▲200)		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,200	1,100	
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	710	680	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900	
				(▲200)		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24	23	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240	230	
				(10)		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240	230	
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	2,300	
	標識		1本1年につき	1,400	1,500	
				(▲100)		
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	1本1日につき	24	23		
			(1)			

		けるもの			
		その他のもの	1本1月につき	240 (10)	230
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24 (1)	23
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240 (10)	230
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400 (100)	2,300
		その他のもの	1基1月につき	1,200 (100)	1,100
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	1,700 (▲200)	1,900
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	240 (10)	230
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月につき	170 (▲20)	190
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額 (▲0.001)	Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額

備考

(1) 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(2) 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

(4) Aとは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。